

京都市告示第 410 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号の道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月23日

京都市長 梶本 頼兼

指定番号	承認年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第5755号	平成 19. 3. 16	メートル 4.00	メートル 30.00	京都市山科区栗栖野華ノ木町22番地7(一部), 22番地11(一部), 22番地12(一部), 22番地14(一部), 22番地15(一部) 22番地16(一部), 22番地17(一部), 22番地34(一部), 22番地35(一部), 22番地36(一部)及び22番地38(一部)	株式会社 五洋 代表取締役 田中 勇人

(都市計画局建築指導部指導課)